

第46回全国高等学校総合文化祭東京大会  
大会オリジナルグッズ製造・販売役務提供業者募集要領

令和4年に東京都で開催する第46回全国高等学校総合文化祭東京大会において、全国から参加する高校生等をおもてなしすることを目的として、大会オリジナルグッズを大会会場で販売する役務提供業者を1社、公募型プロポーザル方式により選定する。

1 件名

第46回全国高等学校総合文化祭東京大会 大会オリジナルグッズ製造・販売業務

2 業務内容

別添「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会大会オリジナルグッズ製造・販売業務に係る業務仕様書」のとおり

3 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きを行っていないこと。
- (3) 単独企業又は複数業者による共同企業体（JV）とする。なお、JVを結成する場合は、JVの構成員が、単独又は他のJVの構成員として、本業務のプロポーザルに参加していないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局が実施する打ち合わせに常時参加できる体制を取れるものであること。
- (6) 第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の全体協賛を行う者であること。

4 参加手続き

- (1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル参加希望者は、以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

提出書類	様式	記載事項等
プロポーザル審査参加申込書	様式1 又は 様式2	提出年月日及び企業の住所、称号（名称）、代表者名を記載し押印すること。 ※JVを組んで共同提案する場合は、代表幹事を選出のうえ、代表幹事社が【様式2】を提出すること。
会社概要	様式3	資料提出日現在の実態について、漏れのないように記載すること。
業務実績	様式4	過去に履行完了した同種又は類似の業務について、最も開催規模の大きいと考えるイベント等を新しいものから3件選定（全国高等学校総合文化祭又は同種の業務を優先）して記載すること。

※ 参加申込者にのみ、後日物販会場一覧を提供する。

イ 提出期限

令和4年2月14日（月）午後5時必着

ウ 提出方法

提出期限内に、提出先まで郵送で提出すること。やむを得ない場合のみ持参も可とする。

※郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。

※ファクシミリや電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

エ 提出先

以下12の担当窓口のとおり

(2) 質問の受付及び回答

募集要領に関する質問は【様式5】の質問書により受け付ける。

ア 質問受付期間

令和4年2月14日（月）午前10時から令和4年2月21日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

送信先アドレス：[S9000020@section.metro.tokyo.jp](mailto:S9000020@section.metro.tokyo.jp)

件名を「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会 大会オリジナルグッズ製造・販売業務に関する質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

質問については、参加申込のあった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。審査基準等に関することについては回答しない。

エ 回答予定日

令和4年2月24日（木）まで（予定）

(3) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、【様式6】「辞退届」を提出すること。

ア 提出期限

令和4年3月1日（火）

イ 提出方法

提出期限内に、提出先まで郵送で提出すること。やむを得ない場合のみ持参も可とする。

※郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。

※ファクシミリや電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

ウ 提出先

以下12の担当窓口のとおり

6 企画書等の提出

(1) 提出書類

ア 提出書類1は正本1部を提出すること。

イ 提出書類2から4までは、正本各1部及び写し各10部を提出すること。

なお、大会オリジナルグッズ製造・販売業務審査委員会は匿名により実施するため、写し各10部については、企画書に会社名等及び会社名等を特定できる事項を記載しないこと。違反があった場合は、失格となる場合がある。

ウ 正本には、表紙を付け、提出年月日及び企業の所在地、商号又は名称、代表者名を記載すること。

提出書類	様式	記載事項等
1 会社概要	様式3	資料提出日現在の実態について、漏れのないように記載すること。
2 業務実績	様式4	過去に履行完了した同種又は類似の業務について、最も開催規模の大きいと考えるイベント等を新しいものから3件選定（全国高等学校総合文化祭又は同種の業務を優先）して記載すること。
3 業務実施体制	様式7	・配置予定の統括責任者、担当者を記載すること。 ・企画書の提出者以外の企業等に所属する者が担当者となる場合は、当該企業名等を記載すること。 ・業務に協力する企業及び担当業務について記載すること。
4 企画書	任意様式	・企画書A4判（A3判折り込み可） ・企画書の作成に当たっては、本要項「6 企画書等の提出」の「（5）企画書の作成」を参照すること ・企画書は一社（1JV）1案とする。

(2) 提出期限

令和4年3月7日（月）午後5時（必着）

(3) 提出方法

提出期限内に、郵送で提出すること。やむを得ない場合のみ持参も可とする。

※郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。

※ファクシミリや電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

(4) 提出先

以下12の担当窓口のとおり

(5) 企画書の作成

ア 企画書には、下記に掲げる内容を記載することとする。

(ア) 製造販売を希望する商品の品名（Tシャツ、タオル等）・価格・仕様・イメージ図

(イ) 販売希望会場・販売希望日

(ウ) 会場以外での販売方法（カタログ販売、インターネット販売等）

(エ) 地域貢献に関する提案

（東京都の名産品などを活用し、東京都の魅力を発信するグッズの製作等）

(オ) その他の提案事項

イ 注意事項

(ア) 製造販売を希望する商品の検討に当たっては、東京都グリーン購入ガイド《本庁組織版》の基準を満たすものとする。

(イ) 製造販売を希望する商品の検討に当たっては、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン取扱いに関する要領」を必ず参照すること。

なお、第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン取扱いに関する要領第4条第2項に記載されているとおり、大会マスコットキャラクター及び愛称については、使用申請を行うことができないので、注意すること。

(6) 作成費用

企画書作成に要する費用は、全て企画書提出業者の負担とする。

7 審査委員会の開催・審査方法等

(1) 審査方法

審査は、プレゼンテーション実施後、第46回全国高等学校総合文化祭東京大会 大会オリジナルグッズ製造・販売業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、大会オリジナルグッズの製作、販売方法、地域貢献等を総合的に審査し、選定する。

(2) 開催日

令和4年3月11日（金）を予定

(3) 集合場所

東京都庁舎内会議室（新宿区西新宿二丁目8番1号）を予定

\*感染状況により、集合場所及び開催方法について変更があった場合は、別途参加者に通知する。

(4) 説明時間

30分（説明20分、質疑応答10分）

(5) 説明方法

ア 事前に提出した企画書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答をすること。

イ 審査委員会当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配布することは禁止する。

ウ パソコン及びプロジェクタ等の機材の使用を可とする。

エ 機材を使用する場合は、企画書提出時に申し出ること。

オ プロジェクタ及びスクリーンは第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）にて用意する。

(6) 注意事項

- ア 説明者は2名以内とする。
- イ 審査委員会の詳細（集合日時、集合場所等）は別途連絡する。
- ウ 指定された時刻の5分前には、指定の集合場所に待機すること。開始予定時刻に遅刻した場合は、辞退とみなす場合がある。
- エ プレゼンテーションは、必ず所定の時間内で行うこと。時間を超過した場合、説明の途中でであっても打ち切るものとする。

## 8 審査基準

募集要領別紙「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会 大会オリジナルグッズ製造・販売業務プロポーザル審査基準」を参照のこと。

## 9 選定結果通知

選定結果は次のとおり各参加者に通知する。審査結果に関する質問は一切受理しない。

### (1) 通知日

審査委員会に参加した全ての応募者に対し、審査委員会終了後、速やかに通知する。

### (2) 方法

参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

## 10 選定結果について

審査委員会における審査結果は第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）公式ホームページにおいて公表する。

## 11 その他特記事項

- (1) 役務提供業者が、大会オリジナルグッズの販売により第三者に対して損害や損失を与えた場合、その他事故を起こした場合、実行委員会事務局は損害賠償や損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。
- (2) 特定の出場校名が記載されたグッズ等を販売することはできない。
- (3) 役務提供業者に選定された者は、後日、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン取扱いに関する要領」に定める「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン使用許諾申請書」を、実行委員会事務局の定める期日までに提出するものとする。なお、広報デザインの使用期限は、令和5年3月31日までを限度とする。
- (4) 役務提供業者に選定された者は、後日、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会物販・PRコーナー等の出店許可取扱要領」に定める「出店申請書（様式第1号・様式第2号）」を実行委員会事務局の定める期日までに提出するものとする。
- (5) 役務提供業者に選定された者は、速やかに全体協賛申込書を実行委員会宛提出するものとする。なお、すでに全体協賛の申込みを行っていた場合、本申請は不要とする。
- (6) 役務提供業者による販売のほか、社会福祉団体等による販売がある場合がある。
- (7) カタログ販売やインターネット販売等、会場以外での販売について希望がある場合は、実行委員会事務局と協議の上決定するものとする。

## 12 担当窓口

名 称：第 46 回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局

住 所：〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 15 階南側

第 46 回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局

(東京都教育庁指導部指導企画課全国高等学校総合文化祭担当内)

電 話：03-5320-7497

メールアドレス：S9000020@section.metro.tokyo.jp